報告用紙②

関西学院大学　研究成果報告

2026年　4月　7日

関西学院大学 学長殿

所属：　法学部
職名：　教授
氏名：　木村　仁

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	☒特別研究期間　☐自由研究期間 ☐大学共同研究　☐個人特別研究費 ☐博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	英米における財産承継制度と信託に関する研究
研究実施場所	個人研究室および自宅
研究期間	2025年 4月 1日　～　2026年　3月 31日（　12ヶ月）

◆ 研究成果概要　**(2,500字程度)**

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

本研究課題に関連して実施した研究は大別して２点である。

第１に、イングランドにおいて委託者または第三者が信託その他の承継的財産処分（settlement）の全てまたは一部を撤回する権利を留保した場合における法的問題点を検討し、アメリカ法との差異を明らかにした。アメリカでは、撤回可能信託においては、受託者は委託者の生存中は委託者に対してのみ義務を負うが、これに対してイングランドにおいては、撤回可能信託の受託者は、受益者に対して義務を負うとされる。委託者が権限を留保していた場合には、その信託は虚偽（sham）であるとして、無効とされるリスクがある。すなわち、当事者が真意とは異なった外観を作出する意思を有していた場合である。多数説によれば、虚偽であるか否かにつき、委託者の主観的意思が探究され、また関連するすべての当事者が、真意と異なる虚偽の外観を作出する共通の意思を有していたことが必要とされている。

また、委託者が信託上の多くの権限を留保し、信託を実質的に支配している場合、委託者が信託財産に対するエクイティ上の所有権（beneficial ownership）を譲渡しておらず、これを保持したままであると解され、信託の効力が否定される可能性が考えられる。

さらに、外形上は承継的財産処分（settlement）とされていても、委託者が、その生前に、極めて広範囲な権限を留保し、受益権を有する場合には、遺言とみなされる可能

性がある。信託に対する権限は委託者の死亡時に受託者に帰属することが確定し、形式的には生前信託とされる証書の効力が、実際には委託者の死亡時に発生すると解されることがあるためである。したがって、そのような信託は遺言法（Wills Act）の要件を満たさないとして無効とされるリスクがある。ただし、委託者が留保する信託財産の処分権限に制限が付されている場合には、遺言による処分ではないと解される。

アメリカにおいては、委託者死亡後の残余財産受益者が存在する限り、信託宣言による撤回可能信託を設定することができる。すなわち、受託者（兼委託者）は、委託者死亡後受益者に対して信認義務を負わない生前信託の有効性が承認されている。その場合、委託者の債権者が信託財産に対して権利行使することができるとされている。イングランド法においても、委託者の債権によるエクイティ上の執行により、財産保全管理人を通じて、委託者の権限の代位行使が認められる可能性が考えられるが、必ずしもその要件は明確ではない。アメリカに比べて、イングランドにおいては、撤回可能信託が利用されていないが、その背景には、委託者が信託に対する権限を保持している信託が無効とされるリスクがあり、また、アメリカほどプロベイトの費用がかからないことが存在すると考えられる。この研究成果は、トラスト未来フォーラム研究叢書において近々に公表される予定である。

第２の研究は、受益者連続信託における収益受益権と元本受益権の調整を課題とするものである。英米における受益者連続信託の典型例は、「Ａが生涯にわたり信託の収益(income)を、Ａの死後、Ｂが信託の元本(principal)を取得する。」というものである。このような受益者連続信託における収益受益者と元本受益者の利益は対立することがあり、受託者の公平義務の問題が先鋭化する。信託条項において複数の受益者につき異なった扱いをすることは認められるのであるから、受託者の公平義務とは、受益者の個別の利益を適切に考慮して行動する義務を意味するといわれている。

ここで問題となるのは、いかなる投資運用をして、信託の利益と負担をいかに割り当てれば、収益受益者と元本受益者の利益を適切に保ち、公平義務を履行したといえるのかである。伝統的ルールのもとでは、元本を増加させる可能性がある投資であったとしても、合理的な収益を確保しなければならず、逆に、相当程度の収益が見込めるとしても、信託財産の価値を低減するおそれがある投資は禁じられていた。しかしながら、このようなルールは、トータル・リターンの最大化を図ることができるとするプルーデント・インベスター・ルール（prudent investor rule）と矛盾することがある。そこで、一般的に、受託者が事後的に信託の利益と負担を収益および元本に割り当てるよう調整する権限が認められている。また、受益権が収益に基づいて定められている信託をユニトラスト（unitrust）へ変更する、もしくはユニトラストを収益に基づく信託に変更する権限を定める州も多い。プルーデント・インベスター・ルールの普及に伴い、受託者の調整権限等は重要な役割を有すると考えられる。日本においても、受託者が異種の複数受益者に対して負う公平義務を果たすために、信託の利益または負担を受益者間で調整することが求められる可能性があり、その際には、アメリカ法の分析が有益になると考えられる。

アメリカ法を参考にした受託者の公平義務の内容や義務違反の効果等については、すでに優れた研究が多く公表されている。しかし、統一州法の最近の動向ならびに収益および元本の調整権限等に関する判例を踏まえたうえで、その意義および課題を、詳細に検討したものは見られない。統一州法はモデル法にすぎず、州制定法の内容は州ごとに異なるものの、アメリカ法の全体的な理論動向を知るうえで統一州法を検討する意義は大きい。受託者の調整権限等に関する最近の統一州法の内容を詳らかにし、関連する判例を検討したうえで、その意義および課題を浮き彫りにすることを目的とする第２研究の成果は、高橋倫彦編著『受益者連続信託の法務と税務』（日本法令出版、2026年）という著書の１章として刊行された。

以　上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内
※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内　博士研究員：期間終了まで

報告用紙②

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。